

第2章

プランの重点的な取組

第2章 プランの重点的な取組

近年の社会経済情勢の急激な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化してきました。男女共同参画に関する田辺市の現状やこれまでの取組などを踏まえ、プランの基本理念や基本目標の下、実効性の高い施策の推進を図るために、特に次の3つの項目について優先的・重点的に取り組んでいくこととします。

1. 男女共同参画の視点による地域活動の推進

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性の参画による課題解決が重要となります。人々の暮らしの場である地域には、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、意思決定にかかわる役職の多くが男性に偏っているなどの現状があります。そこで、地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい地域づくりの促進を図るとともに、地域活動における経験を、地域全体の方針決定過程の場でも生かすことができるよう、人材育成に取り組みます。

少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などに伴い、地域課題が複雑さを増す一方で、活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されています。地域の様々な課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合い共に支え合うコミュニティを構築するため、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。

また、地域での防災対策の取組においても、男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら進めていきます。

市が重点的に取り組む施策

- ◎No.14 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
- ◎No.15 地域社会への男女共同参画の推進
- ◎No.16 防災・災害復興への男女共同参画の推進

市民、地域、事業者の役割

- 市民は、地域の生活課題に目を向け、様々な地域活動に取り組みましょう。
- 市民は、男性も女性も共に市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 地域団体などにおいては、様々な世代が集まる場などで男女共同参画に関する身近なテーマで話し合ってみましょう。
- ボランティア団体やNPO活動団体は、相互に連携・協力し、地域の課題やまちづくりに積極的にかかわりましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献としてボランティア休暇制度導入や企業ボランティア活動に取り組みましょう。

2. 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。男女が共に、仕事・家庭生活・地域生活など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりが必要であり、そのためには働く世代の男女が互いに尊重し合いながら仕事と生活の調和を図ることが求められています。

男性も直面する家事・子育てや介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直し、女性も働きやすい家庭環境づくりを進めていくために、男性の視点からのアプローチや男女共同参画に対する男性の理解に向けた取組を市が関連機関等と連携して進めます。また、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取組を一層推進していきます。

市が重点的に取り組む施策

- ◎No.18 家庭生活への男女共同参画の促進
- ◎No.19 女性のチャレンジ支援の推進

市民、地域、事業者の役割

- 市民は、性別に基づく固定観念にとらわれない労働観や職業観を養いましょう。
- 市民は、家庭内の仕事と生活の調和の実現を目指して、家族で育児や家事に協力して取り組み、子育て支援や介護保険サービス等の事業を活用しましょう。
- 事業者は、「パートタイム労働法」や「改正育児・介護休業法」などにに基づき、働きやすい職場づくりに努めましょう。
- 事業者は、女性の職域拡大や格差是正に向けたポジティブ・アクションの取組を進めましょう。
- 商工業や農業などに従事する女性のための研修・講座などを活用し、技術力や経営力の向上を図り、積極的に経営に参画しましょう。

3. DV防止に向けた取組

DV被害の未然防止及び被害者保護のためには、市民がDVについての正しい知識を持ち、行動することが不可欠であるため、効果的な啓発・学習機会の提供等を実施するとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。

また、DV被害者の保護については、県配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援センター（紀南DVセンター）など関係機関と連携し、被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行う必要があります。

なお、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めるとともに、関係部署と連携することにより被害者の早期発見と支援体制の整備を進めていきます。

地域には、定期的に相談機関につながりながら生活している被害者や、加害者から離れ新たに生活を始める被害者が存在しますが、これらの被害者への支援が十分とはいえない状況です。生活の支援や心のケアなどDV被害者の立場に立った対応に努めていきます。

市が重点的に取り組む施策

- ◎No.9 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- ◎No.10 DV被害者に対する相談業務等の充実
- ◎No.11 DV被害者の自立に向けた支援の拡充

市民、地域、事業者の役割

- 市民は、暴力は人権侵害であり、犯罪にもつながるという認識を持ちましょう。
- 市民は、DV・デートDVに関する正しい知識を持ちましょう。
- 市民は、DV被害者から相談を受けた場合、市役所や県などの専門の相談窓口にご相談するように助言しましょう。
- 市民は、DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう。
- 地域福祉にかかわる人は、地域にDVをはじめ児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の被害者がいないか見守り意識を持つとともに、DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう。